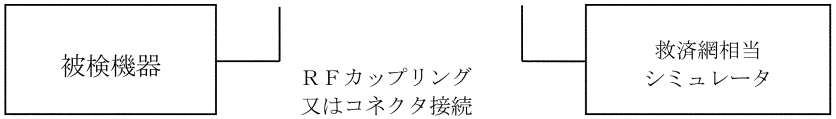
6　救済網に接続した状態で、規制状態であっても緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　被検機器に挿入されたＵＳＩＭ内のＡＣを確認する。ただし、被検機器がＵＳＩＭを持たない場合には被検機器に登録されているＡＣを確認する。

⑵　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑶　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑷　⑴によって確認したＡＣより高いクラスのＡＣに対する救済網に係る規制情報（ＡＣＢ（Access Class Barring）及びＳＳＡＣ（Service Specific Access Control）に関するもの）を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。

⑸　被検機器が発信しないことを確認する。

⑹　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

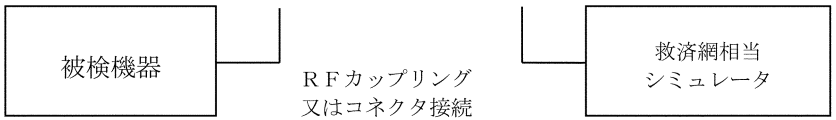
⑺　救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のＳＩＰ番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

⑻　被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

7　救済網に接続した状態で発信電話番号通知設定又は非通知設定で緊急通報を行う機能

㈠　測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㈢　測定手順は、以下のとおりとする。

⑴　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

⑵　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

⑶　被検機器から184又は186を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加して緊急通報を発信する操作を行う。